

いわちゃん ポスト

千葉県議会議員

岩井 やすのり



1970年生まれ 専大卒・早大院修了 4期目現職(印西市・栄町選挙区)

栄町安食台 2-26-23

fax 0476-36-7802

iwai.yasunori@outlook.jp

成田闘争のトラウマ!?

県土地収用過去10年で1件のみ

栄町布太や印西市別所などでも見られる「くの字」「S」の字カーブ。6月県議会では、千葉県で土地収用制度の活用例が少ないことを指摘し、その改善を求めました。

土地収用法 活用は消極的
県内道路、過去10年で1件

成田取得率80%が目安
県用地課によれば、過去10年間で同法活用を申請し、認定された道路事業はわずか1件のみ。関東近県の事例を調べてみると、埼玉、茨城、栃木、群馬の各県で3件から5件あり、千葉県と比較し、土地収用制度が多く活用されています。本県の道路事業では、「用地取得率が80%以上」「すべての土地所有者との交渉を始めてから3年が経過」を目安として、土地収用にかかる認定申請の可否を検討することとなっているものの、そのほとんどが申請に至っていない現状があるのです。

●地権者の同意なくとも用地取得

成田空港の3本目の滑走路となるC滑走路新設に必要な用地取得が難航している問題をめぐり、成田空港(株)が土地収用法を活用するとの方針が明らかとなりました。一方で、本県の道路事業等においては、未だ土地収用制度が活用されていない実態があります。

土地収用制度とは、地権者が同意しない場合や行方不明の場合でも、合理的な理由があれば用地を取得できる法的スキップ。同制度が活用されず、事業がストップしたままだったり、供用開始となっても一部区間が「くの字」や「S」型の変則カーブとなってしまうという箇所が少なくないことについて、住民から疑問の声が上がるのも無理はありません。



●成田闘争では収用委員会が機能停止

これに関係していると思われるのが、多くの死傷者を出した成田闘争です。1978年に開港した成田空港建設では、国と反対派住民との間で激しい衝突があり、警察官が殉職するなど多くの犠牲が出ています。1988年には当時の県収用委員会会長が極左暴力集団(中核派)に襲撃され、深刻な後遺症が残る大けがを負ったほか、他の委員にも、自宅の放火や親族の誘拐(未遂)などの脅迫行為が続く、全委員



栄町布太のS字カーブ

自民党 党員募集

年党費 4 千円・お申込は岩井事務所まで
iwai.yasunori@outlook.jp



竜腹寺交差点 県有地にはみ出す「南側移設案」

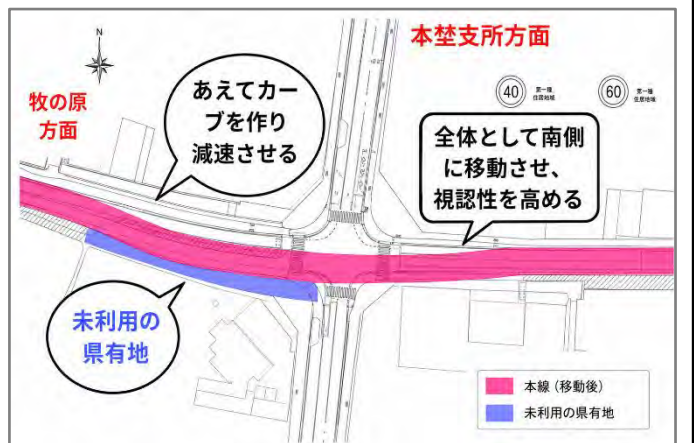
信号機設置が求められる竜腹寺交差点。4月に印西市とともに印西警察署を訪れ、当面策としての交差点の南側移設を要望。その後の状況報告です。

●市とともに印西警察に南側移設を要望

これまでも取り上げてきた竜腹寺交差点の信号機問題。警察側からは印西市に対し、「ラウンドアバウト」導入の提案があったものの、地元では難色の声が多く、市としてもラウンドアバウトで話を進められる状況ではありません。そこで、印西市担当課とともに印西警察署を訪ねたのが4月のこと。まずは印西市建設部長が、作成した道路図面などを示しながら、「竜腹寺交差点への信号機設置」を改めて要望したものの、関係道路の交通量が基準を満たしていないとして難しいとの回答。そこで、次善策である、市道側からの見通しを改善させるための「交差点の南側への移設」案について談判し、県警・交通規制課にて調査、判断されることとなりました。

●未利用の県有地を活用する新案

で、その結果なのですが、市側が提案した(



交差点内だけで行う)南側移設案は視認性の大きな改善には至らないとして、事実上の「不可」となっています。しかし一方で、交差点西側(図の左側)には未利用の県有地があり、同地にはみ出しながら交差点手前からカーブを作る、新しい南側移設案も浮上しているところです。

7月末から、改めて県警交通規制課、県土木事務所、印西市道路建設課などと連絡を取りあっているところであり、地元選出の県議として同案による南側移設の実現を探っています。

が辞任。収用委員会は機能停止に追い込まれました。その後、2004年に再建された収用委員会では、成田空港の土地収用については取り扱わないとする一方、それ以外の県内道路事業等については従前の状況に戻ったはずなのですが、県には未だ土地収用法活用への消極姿勢が残っているのです。

●求められているのは歴史的なトラウマの克服

成田空港の拡張事業においては、土地収用制度の活用が関係自治体間で容認されるなど、これまでになく変化が表れているところ。県道路行政についても、土地収用法の適正活用による迅速なインフラ整備がなされるよう、働きかけを続けてまいります。

【単独インタビュー】DC訴訟、原告が明かす決断の裏側

司法の場に持ち込まれた、印西市の駅前データセンター建設計画問題。原告の一人である谷川さんに訴訟にかける思いを伺うとともに、裁判の今の状況についてお伝えしたいと思います。

●今年1月、日本ERI社が建築確認処分

北総線・千葉NT中央駅から徒歩5分の旧イオンモール駐車場用地に、データセンター（DC）の建設計画が浮上したのは、昨年4月のことです。マンション、商業施設などが多く立ち並ぶ駅前中心地での建設計画であるにも関わらず、事業者側から十分な説明がなされることはありませんでした。住民らは会を立ち上げ、1万3千筆を超える署名を印西市長に提出するなど、積極的に活動してきたものの、今年1月、指定確認検査機関である日本ERI社が建築確認処分を下し、建設工事が着手されています。

●駅前、住宅地に巨大施設建設への危機感

多大な負担を伴う訴訟に踏み切ったことについて谷川さんは、駅前という多くの人々が往来し、多くの住民が暮らす住宅地の真ん前に、高さ51.6mにも及ぶ巨大な壁のような施設が建設されることへの深刻な危機感があったと言います。

施設は32メガワット（1万世帯相当の年間電力消費量）もの膨大な電力を消費し、地下には120万kWh（小学校のプール5個分相当）もの重油タンクや大量の鉛蓄電池を備え、24時間稼働し続けることによる騒音や排熱、低周波振動のリスクも深刻です。実態は「工場または倉庫」そのものであるにもかかわらず、法制度の不備によって形式的に「事務所」あるいは「その他」として扱われ、駅前の商業地区に建てられてしまうことに、住民らが強い憤りを覚えたのも無理はないところです。

このままでは地域の平穏な生活環境や良好な景観が破壊されるだけでなく、全国の駅前や住宅地にDCが乱立する悪しき前例になってしまうとの思いから、司法の場で法的責任を問う決意を固めることとなります。

●DC訴訟の被告が民間検査機関である理由

さて、本件訴訟における被告は、日本ERI社という民間の確認検査機関となっています。建物を新築、増改築する際に、計画が建築基準法などの法令に適合しているか、着工前に県が審査する「建築確認」ですが、現在は国や道府県の指定を受けた民間検査機関に申請することも可能となっており、建築確認の約9割は民間検査機関が行っているのが現状です。

今回のDC計画における建築確認も、民間の日本ERI社が行ったのですが、同社はDCを「その他（データセンター）」であると判

断。原告側は、DCは印西市の地区計画において建築が認められていない「工場または倉庫」に該当すると主張し、日本ERI社を相手取って提訴したわけです。



昨年4月に設置された建設掲示板

●請求却下されず、専門家4名も意見書提出

今年5月には千葉地裁において、多くの傍聴者、報道関係者が詰めかける中、第1回口頭弁論が開かれています。原告による意見陳述では、穏やかな駅前の景色が巨大な重油タンクや排熱を伴う無人施設によって破壊され、生活の平穏や安全が脅かされる恐怖と、行政の不作为に対する深い憤りが切々と訴えられました。木下勇千葉大名誉教授や五十嵐敬喜弁護士ら権威ある都市計画・法律の専門家4名が、「本計画は地区計画や景観計画の趣旨に反する『工場』に該当し違法」とする意見書を提出したことは特に意義深いところです。

被告である日本ERI社は請求却下が認められると予想したからか、擬制陳述という手法で誰も法廷に現れませんでした。その意図に反し、現在は本格的な審理に入っています。行政訴訟では請求却下という高いハードルがありますが、原告側は無事このハードルを乗り越えたことになるわけです。

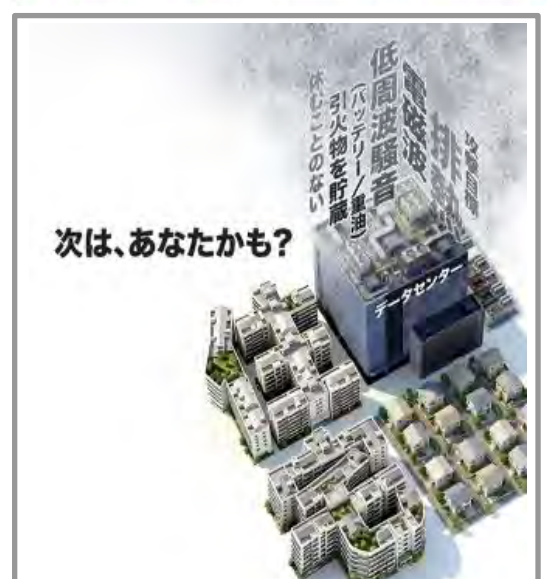
●裁判長「DCを事務所とみなす根拠は？」

ところで、千葉NT中央駅前DCと同様に、裁判が進められている「白井市DC訴訟」。実は、その裁判長は中央駅前DC訴訟と同じ裁判長が務めています。7月7日に行われた白井市訴訟では、裁判長から被告に対し「DCを事務所とみなすのであれば、その根拠を示さない」との指示。中央駅前DC訴訟でも同様の指示があるものと見られ、裁判所が文言や慣例ではなく、実態に即して判断するのではとの期待が広がっています。

谷川さんも言われているところですが、たとえ勝訴できなかったとしても、裁判所が「現在の建築基準法の用途区分や慣例からは直ちに違反とは言えないものの、建物の実態や近隣住民に対する影響を鑑みると、果たして『事務所』や『その他』で区分していいものか」「早急に『データセンター』を定義づけ、正しい立地に誘導すべきである」といった附言、今後のDC立地問題への重要な問題提起がなされることが予想され、DC立地問題の大きな転換点になるものと見られています。

●建築基準法への定義づけへ、署名にご協力を

最後になりますが、7月26日に印西市をはじめ、東京都江東区、昭島市、小平市、八王子市、埼玉県さいたま市など、DC問題を抱える全国の自治体で、国に対して建築基準法にDCを定義づけることを求める署名活動が開始されています。印西市から始まった活動が国を動かしていくまでに広がっています。どうか岩井からも、**右のQRコードから署名活動に協力くださいますようお願いいたします。**



次は、あなたかも？

署名
受付中



現在の法律では、データセンター（DC）を住宅密集地にも建てられます。DCの法的地位を定め、適切な立地を求める署名に、ご協力をお願いします。